

陳 情 文 書 表

【平成26年12月定例会議】

受理年月日	受理番号	提出者	付託委員会
平成26年 9月1日	陳情第5号	小松島市横須町1番1号 自治労小松島市職員組合 執行委員長 上原 徹也	文教厚生 常任委員会
<p>(件名・要旨)</p> <p>「2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める」件について</p> <p>【陳情の趣旨】</p> <p>2014年6月18日に可決・成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」では、介護保険制度について、要支援者に提供されている訪問介護と通所介護サービスが、保険給付から市町村事業へ移行されることになった。</p> <p>全国共通の基準と個人給付である保険給付から市町村の任意事業へ移行することは、被保険者の権利の侵害であり、保険制度への信頼が損なわれることや、サービスの地域間格差の拡大とサービスの量と質の低下が危惧されるものであり、また、その結果として、要支援者の状態の悪化の原因となり、介護を要する状態へ進むことも懸念される。</p> <p>また、2015年4月からの本格実施が予定されている「子ども・子育て支援新制度」については、必要な予算が確保されていないことから、保育の質の改善策として実施が予定されている保育士の配置基準の見直しや処遇改善、及び放課後児童クラブや児童養護施設等の改善が極めて不十分な内容となっている。</p> <p>以上の趣旨から、貴市議会におかれては、地方自治法第99条の規定により、下記の内容について政府関係機関に意見書を提出していただくよう陳情するものである。</p> <p>【陳情事項】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 介護保険制度改正によって、保険給付から市町村事業に移行された訪問介護と通所介護については、地域間格差やサービス低下及び福祉労働者の処遇低下を招かないために必要な予算を確保すること。2. 「子ども・子育て支援新制度」の本格実施に必要とされる約1兆円の財源を確実に確保すること。3. 介護労働者及び保育士などの福祉人材の確保と処遇改善を進めるための予算を確保すること。			